

事 務 連 絡
平成20年 6 月 3 0 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査強化の解除について
(韓国産ししとう及びその加工品)

標記については、本年3月18日付け事務連絡により残留農薬（テブコナゾールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応しているところ
です。

本日、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成20年6月30日厚生
労働省告示第351号）が公布され、農薬テブコナゾールに係る残留基準が改正され
たことから、テブコナゾールに係るモニタリング検査を通常の頻度に戻すこととす
るので、御了知願います。